明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

令和６年
11月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一三三八号から第一三五七号まで
号外　第二五七号から第二七九号まで　特第五〇号から特第五三号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

詔書

令和六年十一月十一日に、国会の特別会を東京に召集する詔書　号外　五　一　特51
令和六年十一月二十八日に、国会の臨時会を東京に召集する詔書　号外　二二　一　特53

政令

三三四　道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　号外　一　257　四
三三五　道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令　号外　一　257　四
三三六　自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　号外　一　257　一〇
三三七　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令　号外　一　257　一〇
三三八　都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　号外　一　257　一〇
三三九　都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　号外　一　257　一〇
三四〇　二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令　号外　一　257　一二
三四一　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令　号外　一　257　一二
三四二　二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　号外　一　257　一七
三四三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令　号外　一　257　一八
三四四　シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令　号外　八　262　三
三四五　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令　号外　二〇　270　六
三四六　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令　号外　二〇　270　七
三四七　金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　号外　二〇　270　八
三四八　金融商品取引法施行令の一部を改正する政令　号外　二〇　270　八
三四九　〃　号外　二〇　270　八
三五〇　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令　号外　二〇　270　九
三五一　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令　号外　二〇　270　九

条約

三五二　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令　号外　二〇　270　一〇
三五三　公証人手数料令の一部を改正する政令　号外　二二　二
三五四　検疫法施行令の一部を改正する政令　号外　二七　二
九　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約　八　262　三
一〇　日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定　二〇　270　一〇

府令

〇内閣府
九六　沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令　一　257　一九
九七　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令　一　257　一九
九八　〃　一三　265　一
九九　金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令　一八　二
一〇〇　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二〇　270　三九
一〇一　金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令　二〇　270　四四
一〇二　金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令　二〇　270　四九
一〇三　災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令　二九　277　三
一〇四　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令　二九　277　四
一〇五　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二九　277　二九
一〇六　児童福祉法施行規則及び内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令　二九　277　三〇
一〇七　一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令　二九　277　四一
一〇八　児童福祉法施行規則及び母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令　二九　277　四二
一〇九　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令　二九　277　四二